

ビジネスサポートなかの

Business support NAGANO

4

APRIL 2012



経営者シリーズ トップかく語りき

株式会社山翠舎
代表取締役会長

山上 建夫氏

Tateo Yamakami



施工事例:ビストロ「ル・サクラ」(東京都世田谷区桜新町)

株式会社山翠舎

長野市大豆島東沖4349-10大豆島工業団地内

TEL 026-222-2211 FAX 026-221-7199

設立 昭和45年7月

資本金 2,000万円

<http://www.sansui-sha.co.jp>

古木を使った一貫施工で日本一をめざす。

「お客様から『ありがとう』と感謝される。だから期待以上の仕事をしようと思う。それが私たちの原動力になっています」

山翠舎は全国でも高い実績を誇る店舗デザイン・設計施工会社だ。店舗デザイン会社に関する情報サイト「店舗デザイン.COM」へのアクセス数の多さで、会社カテゴリーでも作品カテゴリーでもベスト10の常連。同社ウェブサイトも注目度が高い。

1930(昭和5)年、山上松治郎が建具屋として創業。一般住宅のほか商業建築でも施工実績を積み、80年には東京に進出。多店舗展開する企業と組み、全国で店づくりにたずさわった。古木との関わりもその頃から。現在は元請けとして、デザインから設計・施工まで一貫して手がける。

「当時業者を介してアメリカから古木を仕入れていましたが、古木はビジネスになるとひらめき、独自調達に切り替えたのです」と山上建夫会長。2006年建設業の新規事業として県の補助金を得て、古木の販売事業をスタートした。県内を中心に戦前および築百年以上の建物の古木を買い取り、それを自社倉庫に大量にストックする。1カ所に保存する数量としては日本一だ。

そうして集めた古木をそのまま、あるいは加工して独特の雰囲気を持つ店に仕上げる。東京の「東京急ハンス」に出店を依頼されるなど業界の視線も熱い。東京を中心に“おしゃれな”人気店を数多く手がけるが、長野でも、全国チェーンの外資系コーヒーショップに同社のテーブル、カウンターが導入されている。好評を受けて、今後東

日本エリアの各店舗に納入していく予定だ。

「古木は不思議に格好いいんですよ。深みがあるというか、奥行き感があるというか…。さらに、当社は『古木で人と地球を幸せにする』をビジョンに掲げていますが、これは人にも地球にもやさしいエコな取り組みです。古木を再利用することで、建物の持ち主、解体業者、我々、店のオーナー、みんながハッピーになる。もちろん店の雰囲気が良くなるので来店客も気持ちいい。そんな良い循環になる仕事なんです」

「古木の一貫施工で顧客満足度でも業界シェアでも日本一をめざしたい」と意欲に燃える山上会長。長野で培った豊かなノウハウを活かし、東京だけでなく長野でも魅力的な店をもっと増やしたいと考えている。

回 覧

CONTENTS

MARCH 2012

3

表紙写真

経営者シリーズ

株式会社中村建築研究所 代表取締役

高橋 賢二 氏

事業実施カレンダー

2-3

決算説明会・経営相談室のご案内

ビジネス法律相談所

従業員の非行と使用者責任(2)

4

ビジネス書・今月の売れ筋10冊

税理士の事件簿

税務調査の立ち会い顛末記⑦

5

税務署からのお知らせ

ちょっと教えて! 身近な法律Q&A

株主総会の議決権などを株主ごとに異なる取り扱いをすることはできますか。

6

経営者の成長指南 浪 宏友 氏

企業会計NOW

第12回 最近の企業不正から見た
経営姿勢の重要性

7

プロの力を借りて100の壁を越える!

Business Information

Tea Room

8

事業実施カレンダー

CALENDAR

3月の予定

1木	16金	ながの結婚支援センター出会いパーティ
2金	17土	
3土	18日	
4日	19月	
5月	20火	
6火	21水	
7水	22木	
8木	23金	
9金	24土	
10土	25日	
11日	26月	
12月	27火	
13火	28水	決算法人説明会(4月決算法人対象) 経営相談室(弁護士・税理士)
14水	29木	経営相談室(弁護士・税理士) 経営相談室(社労士)
15木	30金	経営相談室(社労士)
	31土	

第11回企業対抗ボウリング大会

2月5日、長野市『ヤングファラオ』で、第11回企業対抗ボウリング大会が行われ、38チームが参加した。団体戦は昨年に続いて、有限会社須田商事チームが優勝を飾り、個人の部は中村光一さん(須田商事)が(189・207)のスコアで優勝した。

本大会は、親睦事業としての位置づけで、数多くの賞を設けている他、参加賞なども充実しており、参加者はリピーターが多いのが特徴である。

来年も2月初旬に開催を予定しているので大勢の方に参加を願いたい。



須田商事チーム

須坂部会の活動報告

須坂部会では、去る2月13日に講演会と14日に新入会員歓迎会及び市税研修会を合わせて実施いたしました。

13日は、講師に廣中邦充氏（浄土宗西居院住職）をお招きし『やんちゃ坊主の経営駆け込み寺！～「意識改革と人の成長」やる気にさせるリーダーとは～』と題してご講演をいただきました。

内容は、トップセールスマンとして活躍し、その後会社経営、議員秘書などの経験をふまえて会社経営に必要な人材やメンタルヘルスについて仕事、会社、家庭の中でのコミュニケーション術など熱い語りとジョークを交えたご講演でした。

その中で、経営者は日頃から部下や社員に対して「ありがとう」「感謝」の言葉をトップ自ら発信すれば必ず組織は変わりよくなるとのことでした。また、「平成の駆け込み寺」として、家出、不登校、ひきこもり、いじめなどの問題を抱える思春期の子供を無償で預かり、若者たちと共同生活をしながら子供たちの自立と社会復帰の支援をされており、体験談を交えての実践的教育論は興味深いものでありました。

14日は、新入会員歓迎会及び市税研修会を実施いたしました。10名の新入会員さんにご参加をいただき、第1部は法人会事業の説明、第2部は市長をお招き

しての研修会、第3部は懇親会（新入会員PR Time）を実施いたしました。

当日は、役員だけではなく新入会員さんと一緒に研修会を行うことで法人会活動についてお互いに理解を深めることができました。

このように当部会では、多くの会員さんが参加し喜んでいただけるような事業の計画実施を心がけております。

他部会の役員さんから「須坂部会は良くまとまり盛会なのか？」と聞かれることがあります。

私は、それは部会長をリーダーとし役員各々が責任を全うしているからだとお答えします。また、役員自身も参加すればためになる、楽しいといったことではないでしょうか？それを担保に互いに相談・協力しながら励行できているように思います。

まずは自分達が楽しい会にしようと考えて企画することが大切だと思います。講演会や歓迎会なども自分が参加するだけではなく取引先などにも声かけするなど、皆が責任感をもって事業を盛り上げようとしているんだと思います。

4月には、恒例のお花見会を臥竜山で行います。例年300人位で会場満員になります。今から楽しみです（笑）。

部会活動頑張り皆で楽しみましょう。

須坂部会副部会長兼総務委員長
南澤 貞雄

時局講演会

日時 平成24年 2月13日(月)
13:30～15:00

講師 廣中邦充氏
(浄土宗西居院第21代目住職・教育評論家)

場所 須坂迎賓館

聴講者 約130名



新入会員歓迎会及び市税研修会

日時 平成24年 2月14日(火) 17:30～20:30

第1部 法人会事業説明

第2部 市税研修会

講師:須坂市長

三木正夫氏

「これからの須坂市について」

第3部 懇親会（新入会員PR Time）

場所 須坂迎賓館

参加者 新入会員8名、役員15名、高橋局長、大同生命ほか



決算説明会

4月決算法人対象

開催日時

3月13日(火)

10:00～11:30

会場

ホクト文化ホール
2F 小ホール

研修内容

第1部 長野税務署法人担当官

第2部 税理士

(関東信越税理士会長野支部派遣)

その他

この説明会は、毎月開催しています。
今回ご都合がつかない場合は翌月以降の説明会にご出席願います(資料請求も可)。
駐車場に限りがございます。なるべく公共交通機関でお越しください。

次回開催日時・会場

4月18日(水)

10:00～11:30/14:00～15:00
長野市若里市民文化ホール

法人会 経営相談室

相談日時が変更になりました!!
詳細は同封のチラシをご覧ください。

開催日時

弁護士 3/14(水)・28(水)
10:00～12:00

税理士 3/14(水)・28(水)
13:30～15:30

社会保険
労務士 3/15(木)・29(木)
10:00～12:00

会場

長野法人会会議室

長野市七瀬中町276 (会議所ビル 3F)

TEL026-227-0011

相談員

弁護士・税理士・社会保険労務士 等

費用

会員＝無料、会員以外＝5,000円

利用方法

事前に申し込みが必要です。同封の申込用紙にご記入のうえ事務局までFAX(026-224-2655)にて送信願います。

ビジネス法律相談所

長野県弁護士会所属
弁護士 倉崎 哲矢
倉崎法律事務所



特許について(1)

会員の皆様初めまして。弁護士の倉崎でございます。

今回から前任の板谷健太郎弁護士に替わりまして、偶数月につきましては私が、奇数月につきましては中嶋慎治弁護士が寄稿を担当させて頂くこととなりました。

何卒宜しくお願い申し上げます。

さて、「特許」という言葉、会員の皆様もよくお耳にしたことがあるかと思いますが、この「特許」、具体的にどういったものかご存知でしょうか。

まず、「特許」を巡る法律関係については、特許法という法律が規律しており、この「特許」とは何かという問いに答えるヒントとなる条文として、**特許法第68条**という条文があり、同条は、「特許権者は、**業として特許発明の実施をする権利を専有する**。…」と定めています。

そしてここでいう「**専有する**」とは、権利を独り占めし、他人の実施行為を禁止することができるという意味ですので、この条文は特許を持っている権利者（以下、「特許権者」と言います）は、「**業として特許発明の実施をする権利**」を独り占めし、他人の使用等を禁止することができるということを定めていることになります。

すなわち、特許権者は、特許庁に特許として認めもらった発明を自分で使用できることは勿論、万一仮に自分に無断で第三者がその発明を使用したときは、その使用の差止（詳しくは特許法第100条以下に規定されています）を求めたり、第三者の使用によって損害が発生した時は、民法第709条以下に定められている「不法行為」というルールに従ってその賠償を求めたりすることができます。

このように、特許権者には、非常に強大な権利が与えられているのです。

それでは今度は、特許権者が独占できるという「**業として特許発**

明の実施をする権利」とはどういうものなのかもう少し掘り下げて検討してみましょう。

(1) まず、「**業として**」という言葉の意味については、一般に特許発明を個人的にまたは家庭内で実施する場合を除外する、すなわちそのような場合であれば特許権者であっても第三者の使用を禁止できないという意味に解釈されています。

なお、営利、非営利は関係ありませんし、実施が反復継続するか1回限りかも関係ありませんので、非営利であつたり、1回限りの使用であっても特許権者に無断で当該発明を利用すれば特許権侵害となってしまう可能性があります。

(2) 次に「**特許発明**」という言葉の意味については、特許権者が特許庁に提出した願書その他の関係書類から読み取ることが出来る発明のアイデアの内容と理解しておけば良いでしょう。

(3) 最後に「**実施**」という言葉は、詳しくは**特許法第2条第3項**に規定されており、当該アイデアの使用、生産、譲渡、輸出、輸入等の行為を意味します。

したがって、以上を総まとめすると特許権者は特許庁に提出されている願書その他関係書類に記載されている発明のアイデアについて、個人的あるいは家庭内にとどまる場合を除き、第三者による使用、生産等を禁じ、自身が独占的にそれらの行為を行うことができるということになります。

ただ、どのようなアイデアであっても特許として保護されるわけではなく、上記のような強大な権利を付与するにふさわしい価値のあるアイデアのみが特許として保護されることになります。

具体的にどのようなアイデアであれば特許として保護してもらえるのかについては、また機会を改めてお話させて頂きたいと思います。

BOOK
ビジネス書
ランキング

今月の売れ筋10冊

2012.2/1～2012.2/29
平安堂長野店 提供

- 1 日本でいちばん大切にしたい会社3 ■坂本光司／著 あさ出版 1,400円
- 2 サムスン式仕事の流儀 ■ムン・ヒョンジン／著 サンマーク出版 1,500円
- 3 9割がバイトでも最高のスタッフに育つ ディズニーの教え方 ■福島文二郎／著 中経出版 1,300円
- 4 リッツ・カールトン 一瞬で心が通う「言葉がけ」の習慣 ■高野登／著 日本実業出版社 1,400円
- 5 あんぽん ■佐野真一／著 小学館 1,600円
- 6 心を上手に透視する方法 ■トルステン・ハーフェナー／著 サンマーク出版 1,500円
- 7 スティーブ・ジョブズ 1 ■ウォルター・アイザックソン／著 講談社 1,900円
- 8 スティーブ・ジョブズ 2 ■ウォルター・アイザックソン／著 講談社 1,900円
- 9 自分のアタマで考えよう ■ちぎりん／著 ダイアモンド社 1,400円
- 10 ザ・ラストバンカー ■西川善文／著 講談社 1,600円

今月の一冊



サムスン式仕事の流儀

ムン・ヒョンジン 著 サンマーク出版
1,500円（本体価格）

サムスは韓国を代表する企業で、売上高は、韓国のGDPの20%を超えるほどです。そのサムスの社員の驚異的な仕事術をあますところなく、本書では語られています。仕事を社員に、ズバ抜けてやらせたい経営者の方にオススメの一冊です。

税理士の事件簿

作成 ■ 関東信越税理士会 長野支部所属 神田 富雄 金井 秀夫 山浦 修 藤澤 義章

税務調査の立ち会い顛末記 28

今回のテーマは信用保証料の損金算入時期についてです。
税務調査は以下のようなものでした。

1. 会社側の行った経理処理

A社(3月末決算)は、昨年11月1日付で銀行より4,000万円の融資(融資期間:5年)を受けました。

この融資実行の際、その担保については信用保証協会との間に信用保証委託契約を締結し、信用保証料として1,350,000円を支払いました。(注1参照)

A社では今期の決算にあたり、この信用保証料は融資を受けるために必要であった費用であると判断し、その全額を今期の損金の額に算入して申告しました。

その後税務調査が行われ、調査官から次のような見解を示されました。

2. 調査官の見解

信用保証料については、融資期間全体(昨年11月1日～5年間)を保証し続けてもらうための費用です。

したがって、決算にあたり未経過期間に対応する部分の金額については、今期の損金の額に算入できません。

そこで、この金額を所得に加算して、修正申告していただきたいと考えています。

3. 税理士のアドバイス

調査官の指摘は妥当なものと考えます。その詳細は、以下のとおりです。

一般に、融資に伴う信用保証とは、融資時において、信用保証協会などにその融資の信用保証を委託することです。

このことにより、その融資期間が満了するまで、その保証の履行が継続することになります。

つまり、信用保証料は、融資保証期間全体に係る費用であるといえます。

換言すれば、信用保証料とは、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受けるために支出した費用であり、企業会計や税務上の取り扱いの立場からは、時の経過に応じて費用化すべきものであるといえます。

そこで、未経過期間に対応する信用保証料は、原則的に前払費用として経理する必要があります。

もっとも、前月号でも説明したとおり、企業会計原則の重要性の原則に照らし、重要性の乏しいものについては、前払費用としての経理処理を省略できる(支払時に損金経理すること)場合もあります。

改めて本件について検討してみると、今回の信用保証料の支払金額は、融資保証期間5年間に対応するものであります。

したがって、今期の決算期末において未経過の保証期間に対応する部分の信用保証料の金額(注2参照)は、前払費用に計上する必要があることとなりますので、支出時において、その全額を法人の所得計算上、損金の額に算入することはできません。

注1(信用保証料の額の計算)

信用保証料=保証金額×保証料率×保証期間×分割返済別係数
1,350千円=4,000万円×1.35%×5年×0.500

注2(前払費用となる額の計算)

∴一般的な方法といわれる期間按分の方法によりました

①信用保証料の支払金額 1,350,000円

②融資保証期間 5年(60ヶ月)

③今期決算期末における未経過期間 55ヶ月

(計算式)

①×③/②=135万円×55ヶ月/60ヶ月=1,237,500円

平成24年度 国家公務員 国税専門官採用試験 受験案内

- 受験資格 1.昭和57年4月2日～平成3年4月1日生まれの者
2.平成3年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
①大学を卒業した者及び平成25年3月までに大学を卒業する見込みの者
②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者
- 受験申込期間 インターネット申込……………4月2日(月)午前9時～4月12日(木)(受信有効)
郵送又は持参による申込……………4月2日(月)～4月3日(火)(通信日付有効)
- 試験日 第1次試験 6月10日(日)
第2次試験 7月17日(火)～24日(火)のうち指定する日
- 問い合わせ先 関東信越国税局 人事第二課 試験係 TEL.048-600-3111

税務署からのお知らせ

最近の労働情報

社会保険労務士
産業カウンセラー
セクハラ・パワハラ
防止コンサルタント
傳田 清一
(デンダ キョカズ)



傳田清一 社会保険労務士事務所
〒380-0803 長野市三輪6-23-16
TEL 026-213-6338
FAX 026-233-2330
E-MAIL k-denda@sky.plala.or.jp
URL http://www.denda-sr.jp/

「職場のパワーハラスメント」の定義と対策が打ち出されました。

厚生労働省のワーキング・グループから報告書が公開されました。

職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

なお、この【優位性】とは、上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれるとしています。

職場のパワーハラスメントの行為類型については以下の6つが挙げられています。

- ① 暴行・障害（身体的な攻撃）
- ② 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）・業務の遂行に必要な行為とは通常想定できない
- ③ 隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）・・・同上
- ④ 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）
- ⑤ 業務上の合理性がなく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）
- ⑥ 私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）

ただし、この6つで職場のパワーハラスメントのすべてを網羅するものではない、としています。

④から⑥は業務上の適正な指導との線引きが難しいので、各企業や職場でどうしたことがパワハラになるか、どのような行為を職場からなくすか、よく話し合い、行為の認識や範囲を明確にしておく必要があります。

私たちは、時として他者の痛みについては鈍感であるが、「もし、自分が」「自分の家族が」「自分の大切な人が」・・・「いじめ・嫌がらせ」「パワーハラスメント」を受けたらどう感じるか想像できたら、問題の重要性が分かるはずです。

いったんパワハラが起きると、右上の表のように、それぞれ相当なリスクを抱え込むことになります。

ハラスメントが起きると				
会 社	管理監督者	加 害 者	加 害 者	あ な た
・ 士気が低下・作業能率が低下 ・ 後ろ向き対応に迫られる ・ 時間のロス ・ 訴訟のリスク ・ 賠償問題 ・ 社会的制裁 ・ 風評被害 ・ 社員の退職連鎖 ・ 企業維持ができない ・ 不法行為責任 ・ 安全配慮義務違反に関われる	・ 部下の教育 ・ 相談対応に迫られる ・ 周りもいい気持ちはしない ・ 職場復帰サポート	・ 信用の低下 ・ 居場所がなくなる ・ 休職・退職 ・ 損害賠償請求を受ける可能性 ・ 被害は家族・親族まで	・ 大変な勇気と決断の思いで相談 ・ 居場所がなくなる ・ 人格を傷つけられる ・ 仕事への意欲や自信の喪失 ・ 心の健康を害する ・ 休職・退職 ・ 自殺・未遂 ・ 被害は家族・親族まで	・ 周りもいい気持ちはしない ・ 士気が低下 ・ 絶対しない意識を持つ

そのためには、予防が一番です。

予防対策

1. 方針を明確に打ち出し、周知・啓発する
2. 就業規則に関係規定を設け、労使協定を締結する
3. 実態把握・社員にアンケート等を実施
4. 社員教育の実施

不幸にもパワハラが起きてしまったときは

1. 相談窓口で対応責任者による事実関係の確認、記録に残す。
(プライバシー保護に注意)
2. 行為者・被害者に適正措置・再発防止策を講じる
3. 就業規則に基づいた処分を実施
4. 被害者への精神的なケアをする

なかには「何の調査もせず、時の経過と共に騒ぎを収めたい」という社長もいらっしゃいます。

実は、これが一番危ない対応です。

当事者から相談や申し入れを受けているにもかかわらず、それが放置されている場合、問題はより深刻な方向に向かっていく可能性があります。さらに、迅速に対応したかどうかで、会社の責任の有無が変わる場合もあります。

会社はリスクマネジメントとして、「パワハラは絶対にしない」企業風土を作り、普段から職場のコミュニケーションづくりに尽力することが一番大切です。

経営者の成長指南

「ヒト」という経営資源



人材育成コンサルタント
(有)浪 宏友事務所
代表 浪 宏友

経営資源とは、経営をするためには必ず必要となるものであり、それがなければ経営が成り立たないものです。そう考えれば「ヒト・モノ・カネ」は確かに経営資源であると言ってよいと思います。

この中で「ヒト」とは誰をさしているのだろうかと考えるうちに、なにはともあれ経営者であることに気づきました。経営者がいない経営は考えられないからです。幹部社員も一般社員も、必要あってそこにいるのですからやはり経営資源です。

「ヒト」には、他の経営資源にはみられない特質があります。

「ヒト」には自由意志があります。自分で判断して行動することができます。他の経営資源には自由意志はありません。

「ヒト」は自分自身を含めた経営資源を、自分の意思で使って仕事をすることができます。他の経営資

源は「ヒト」に使われることによって働きを現わします。

他の経営資源は、責任を担うことができません。「ヒト」は、責任を担うことができます。それどころか、自分の力に応じた責任を任せられ責任に見合う権限を付与されたとき「ヒト」は大きな力を発揮することが分かっています。「ヒト」を使うとき、能力、自主性、責任感などを考慮に入れて仕事を設定することが勧められるのは、こうした特質のためだと思います。

ほとんどの経営資源は、時が経つにつれて劣化していきますが、「ヒト」という経営資源は、能力の向上が期待できます。経験と学習を通して成長することができるといって特徴を持っているからです。

こうして考えてくうちに、まさしく「企業は人なり」だなあと、つくづく思い知らされました。

〒380-0935 長野市中御所5-13-21-106 TEL&FAX 026-224-2638 E-mail nakagosho@f8.dion.ne.jp

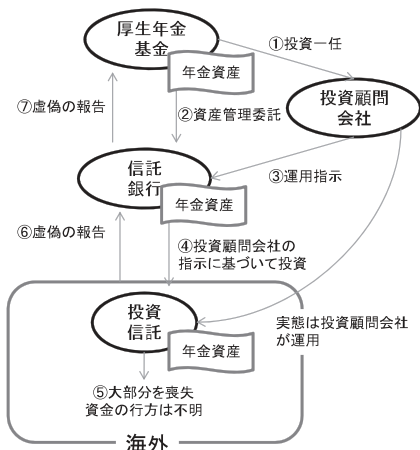
企業会計

あがたグローバル税理士法人 公認会計士 井原正人

第13回 投資顧問会社による年金消失問題について

今回は、投資顧問会社による年金消失問題についてまとめてみました。なお、当原稿の内容は、原稿執筆時点（平成24年3月5日）の情報に基づきます。

今回の年金消失が起った流れは、新聞等の情報を集約すると図のようになります。



- ①厚生年金基金は年金資産の一部について投資顧問会社に投資を一任します。
- ②厚生年金基金は企業から預かった年金資産を信託銀行へ管理委託します
- ③投資顧問会社は信託銀行にその年金資産の運用について指示します。
- ④信託銀行は、投資顧問会社の指示に基づいて、海外の投資信託に投資を行います。今回のケースでは、投資顧問会社が信託銀行に運用を指示した投資信託を、投資顧問会社が自ら運営しており、実質的に、投資顧問会社が自らに投資をさせていました。ただ、このこと自体が禁止されている訳ではありません。
- ⑤投資信託は、集めた資金で運用をしているはずですが、その資金の大半が喪失していました。理由は現時点ではわかっていません。
- ⑥⑦投資信託は運用報告を行います、虚偽の報告を行っていたようです。信託銀行も虚偽の報告をそのまま厚生年金基金へ提出しています。

したが、信託銀行に投資先を監査する義務や権限はありませんので、やむを得ないことになります。

規制が緩いようにも感じますが、元々、厚生年金基金には運用のプロがいることが想定されており、プロが自己責任で運用しているところに厳格な規制をすると運用の自由度を奪うという考え方が背景にありました。

今回の事件の問題は、投資顧問会社が自ら運営する投資信託に投資指示ができ、厚生年金基金と投資顧問会社に利益相反の関係があったこと、厚生年金基金に運用のプロがいなかったこと、投資信託からの運用報告を第三者がチェックする仕組みがなかったことが重なって多額の損失が隠ぺいされる結果になったと考えられます。

厚生年金基金には、企業が単独で設立した単独型、同じ系列の企業グループで設立した連合型、同業者で設立した総合型があり、今回は総合型の厚生年金基金が最も影響を受けているようです。

総合型の厚生年金基金に加入している企業の今後の対応としては、①脱退する。②基金の解散に同意する。③存続させつつ、a.年金給付の削減に同意する、b.掛金の増額に同意する。という選択肢があります。

①の脱退する場合でも、脱退負担金の拠出を求められる場合があり、また、脱退自体が認められない可能性もあります。

②の基金を解散する場合は、a.給付をやめる、b.他の年金制度へ年金資産と退職給付債務を移管するという選択肢があります。

いずれの場合でも、代行部分の積立金は国へ返還する必要がある、積立不足があれば補填して返還する必要があります。

③の基金を存続させる場合でも、給付額の削減、掛金の増額により関係者の負担が増えることになります。また、代行部分の積立不足は貸借対照表に表れない隠れ債務として残ります。

今回の事件の教訓は、絶対安全な投資や運用方法はなく、自らの財産を守るためには自ら学習して運用することが必要になってきており、その前提として、投資対象からの適正な情報開示が必要である、ということだと思います。

プロの力を借りて100の壁を越える！

SEASON 2

■指導協力
東 直樹 プロ（長野カントリークラブ所属）

第1回 ●●● 今年こそ、100を切ります！

皆様、こんにちは。長野法人会事務局の伊藤です。

このコーナーですが懲りずに2年目突入です。今年こそは皆様に胸を張ってご報告できるよう努力いたします。

さて、昨年度はゴルフに関する、心構えや考え方、コースマネジメントの基本や練習場での練習法など、いわゆる総論的な部分でした。今年度のSEASON2ではもう少し踏み込んだ技術的なお話を掲載していきたいと思っています。

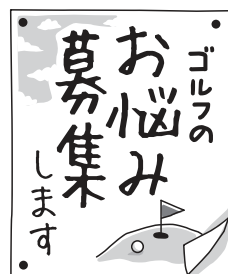
具体的には、私がコースへ出るときに、その前、または後に気になるポイントをプロに教えてもらうといった内容をベースに、お読みいただいている会員の方々からの疑問や悩みを受け付け、実際にご本人にアドバイスを体験していただく企画を実施して参ります。まずは、皆様からの、もう一つ上のステージへ上達したい、いつも同じミスをしてしまうがその原因を知って修正したい、そもそもまっすぐ飛ばない、など

どんな疑問や悩みでも結構です。ぜひお寄せ願います。（ご本人様登場NGであれば私が代わりになって検証します。）

また、今年度の会員親睦ゴルフ大会（7月20日、長野カントリークラブ）にて希望者には東プロのワンポイントレッスンを実施してその模様をレポートするなども考えております。

私ももう少し上達してもっとゴルフを楽しみたいと思いますので、皆さんと一緒にいかがですか？

※スイングの疑問・悩み、トラブルのリカバリー方法など実際に東プロのワンポイントアドバイスをご希望の方は長野法人会事務局（TEL227-0011）までお問い合わせ願います。



情報アンテナ

ビジネスインフォメーション

Business Information

このコーナーは管内企業の「売りたい」「こんな技術を探しています」といった情報発信のページです(毎月3社ずつ紹介・無料)。また、長野法人会ホームページにも随時掲載してまいります。



おいしい食事やお酒を楽しみながら、生演奏が楽しめるお店です。
(あの「南京亭」が装いも新たにオープンしました)

★週末はライブで盛り上がっています!(カラオケも!)
★各種定食、ラーメン、ギョウザなどメニューも豊富!

楽夢 だらむ

千曲市栗佐1581-1 市川ビルB1(デニーズ隣)
TEL&FAX 026-214-0102 営業時間 12:00~22:00
http://doramu18.web.fc2.com

◎プロゴルファー 塚田陽亮 後援会事務局

リサイクル各種 イトーキ製品 大特価!!

イス

20脚
限り

定価24,360円の品

1脚 **1,900円**

イス

20脚
限り

定価67,830円の品

布地各種 [グレー] 1脚 **4,800円**[ブルー] 1脚 **8,400円**

デスク

10台
限り1台 **12,600円**

脇机

10台
限り1台 **8,400円**

さらに...

ロッカー、書庫、棚、布地パネル、テーブル 他...

おトクな商品が満載!

ナガコウ (株)長野工芸社

長野市吉田5-27-5 ☎026-258-6025

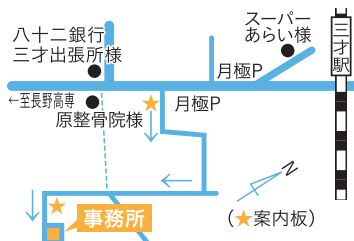
不動産
登記商業法人
登記

申請代理

登記に
関する
相談

業務内容

- ★不動産登記
相続・贈与・売買・担保等
- ★商業法人登記
会社設立・役員変更等
- ★上記に関する相談業務

**うしやま司法書士事務所**

司法書士 丑山 師男

長野市西三才1355番地2 TEL&FAX 026-295-0577

Tea Room



- 昨年の大震災の後、日本中の方が生命について考えることが多くなったのではないかと思います。そんな時最近90歳代の方が現役で活躍されているとのお話を伺うことがあった。1人は茶道の先生として、もう1人は画家として。90歳を過ぎて現役でいらっしゃるというが、その反面私の母も同年だが、自分では行動できず他人の助けを借り、殆どベッドの上で過ごしている。どんな形であれ90歳迄生きるということは、それぞれ人生のありかたの意味も深く、大変考えさせられたことであった。震災で助かった多くの方が「与えられた生命を大切にしたい」とコメントされていた。生命の重みをつくづく感じつつ、与えられた生命を粗末にする人が少しでも無くなる世の中になって欲しいと願う。



藤井 圭子

個人情報の取扱について

当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議等の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度等のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口まで、お願い致します。

社団法人 長野法人会 個人情報取扱係

毎月1回1日発行

「ビジネスサポートながの」は再生紙を使用しています